

介護職員処遇改善加算等の取得促進支援事業

事業趣旨

令和3年度介護報酬改定においては、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算について、引き続き上位区分の算定や取得促進を強力に進めることとされるとともに、介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）が1年間の経過措置を設け、廃止することとされたところである。

本事業では、これを踏まえ、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の新規取得や、より上位区分の加算取得に向けた支援を行う。

事業イメージ等

国

・訪問等の実施による支援

都道府県・指定都市

・研修会の実施
・個別訪問等の実施 による支援

事業者等（介護サービス事業者等）

現状

- 介護職員処遇改善加算等の取得促進支援事業申請件数
R1年度：32件 R2年度：37件、R3年度：37件
- 介護職員処遇改善加算取得率（令和3年4月審査分）
加算Ⅰ：80.0%、加算Ⅱ：7.1%、
加算Ⅲ：5.3%、加算Ⅳ：0.2%、加算Ⅴ：0.3%
- 介護職員等特定処遇改善加算取得率（令和3年4月審査分）
特定加算Ⅰ：32.1%、特定加算Ⅱ：34.3%

国実施分

実施主体：国（民間法人による委託）

○ 助言等の実施

介護職員等特定処遇改善加算の取得率が低い介護サービス事業所等に対して、専門的な相談員（社会保険労務士など）を派遣し、加算の取得に向けた助言・指導を行う。

自治体実施分

実施主体：都道府県・指定都市（補助率10/10）

1. 研修会の実施

介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の仕組みや取得方法等について説明を行い、介護サービス事業所等における当該加算の取得にかかる支援を行う。

2. 個別訪問等の実施

介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の取得に向けて、専門的な相談員（社会保険労務士など）を介護サービス事業所に派遣し、個別の助言・指導等を行い、加算の取得を支援する。